

所管部課	総務部 文書課	部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市個人情報保護法施行条例について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例	東大和市個人情報保護条例		
	規則	東大和市個人情報保護条例施行規則		
部課機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会			
<p>1. 要旨</p> <p>個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正されたことに伴い、東大和市個人情報保護条例を廃止し、法により委任された事項等を定める東大和市個人情報保護法施行条例を制定する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①趣旨（第1条）</p> <p>②定義（第2条） 条例で使用する用語の意義は法で使用する用語の例によること及び実施機関を定める。</p> <p>③不開示情報【独自の保護措置】（第3条） 個人に関する情報は開示しないが、市の公務員の氏名は開示する。また、情報公開条例との整合性を図るため、任意提供情報を不開示情報とする。</p> <p>④手数料等【委任規定・独自の保護措置】（第4条） 開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成及び送付の費用は請求者の負担とする。 ※生活保護の被保護者である場合、費用を免除することができる。</p> <p>⑤保有個人情報開示請求の開示、訂正、利用停止決定等の期限及び期限延長【独自の保護措置】（第5条、第6条、第7条） 請求から決定までを14日以内とし、30日以内の延長をすることができる。</p> <p>⑥本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置【独自の保護措置】（第8条） 開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった場合、特に必要と認めるときは、慎重を期すため、本人の意思を確認することができる。</p> <p>⑦東大和市個人情報保護審議会への諮問【独自の保護措置】（第9条） 実施機関は、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。</p> <p>⑧運用状況の公表【独自の保護措置】（第10条） 市長は、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、年1回公表する。</p> <p>⑨委任（第11条） ⑩附則（東大和市個人情報保護条例の廃止、東大和市暴力団排除条例の一部改正）</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 個人情報の保護とデータの流通を両立した個人情報保護制度の整備を図ることができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 東大和市個人情報保護審議会諮問・答申（令和4年7月、8月）</p> <p>(2) 東大和市議会議員全員協議会で説明（令和4年9月）</p> <p>(3) パブリックコメントの実施（令和4年10月）</p> <p>(4) 文書課において審査済み（令和4年11月）</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和4年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。